

| 日進市議会総務常任委員会 |                       |        |          |       |
|--------------|-----------------------|--------|----------|-------|
| 会 議 年 月 日    | 平成19年6月8日             |        |          |       |
| 開 会          | 午前9時29分               | 閉 会    | 午前11時09分 |       |
| 場 所          | 第1委員会室                |        |          |       |
| 出 席 委 員      | 委 員 長                 | 高木 弘美  | 副委員長     | 渡邊 明子 |
|              | 委 員                   | 近藤 ひろき |          | 神谷 繁雄 |
|              |                       | 比嘉 知政  |          | 丹羽 園生 |
|              |                       | 杉山 昌夫  |          | 余語 充伸 |
| 遅刻・早退・欠席委員   |                       |        |          |       |
| 職務のため出席した者   |                       |        |          |       |
| 出 席 説 明 員    | 別紙のとおり                |        |          |       |
|              |                       |        |          |       |
|              |                       |        |          |       |
|              |                       |        |          |       |
| 事 務 局 職 員    | 局 長                   | 中川 利美  |          |       |
|              | 課 長                   | 佐藤 邦男  |          |       |
|              | 主 事                   | 横井 健   |          |       |
| 付 託 事 件      | 議案第57号、第58号、第61号、第59号 |        |          |       |
|              |                       |        |          |       |
|              |                       |        |          |       |
|              |                       |        |          |       |

会議の経過を記載してその相違ないことを保証するためここに署名する。

平成19年 6月 /4日

日進市議会総務常任委員会委員長

高木 弘美

# 審 議 の 経 過

情報公開

No 2

| 発 言 者 | 内 容  |
|-------|--|
| 委員長   | 開会を宣す。 ( 9 : 2 9 )   |
|       | 傍聴を許可する。(傍聴人入室)  |
| 市長公室長 | あいさつ。  |
| 総務部長  | 愛知県受入職員紹介 (防災安全課主幹 黒原弘治)。<br>-----   |
| 委員長   | 議案第 57 号「日進市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について」を議題とする。本案に対しては、神谷委員より修正案が提出されているので、修正案と原案をあわせて審査する。始めに、原案について説明を求める。 |
| 総務課長  | 議案に沿って説明。  |
| 委員長   | 次に、修正案について説明を求める。  |
| 神谷委員  | 修正案に沿って説明。   |
| 委員長   | 修正案と原案について質疑・意見を求める。   |
| 神谷委員  | 公費負担によるビラ配布の意義をどのように受け止めているか。  |
| 総務課長  | 法改正に伴い、候補者の政策などを有権者が知る機会が拡充すると考えている。   |
| 神谷委員  | 政治活動・後援会活動として、選挙前にすでに討議資料として政策をそれぞれ発信している現状がある。今さらビラなのかと言われる方もあり、このビラ配布の制度化の意義をどう考えているのか。                        |
| 総務課長  | 選挙期間中に政策などを有権者に知っていただくためである。   |
| 神谷委員  | 3月22日に公職選挙法が改正され、その後4月の統一地方選挙に市長選挙があった市もある。県下の市長選挙が行われた市では、  |

# 審 議 の 経 過

情報公開

No 3

| 発 言 者   | 内 容  |
|---------|--|
| 総務課長    | <p>どのように条例制定され、単価はいくらなのか。</p> <p>4月の統一地方選挙で市長選挙が行われたところは5市あり、そのうち4市が条例制定し、単価は7円30銭であるとのことである。</p>  |
| 神谷委員    | <p>どのような判断で7円30銭としたのか。ポスターなどについても並べて高い設定額であると思う。ビラから有権者に政策などが分かれば足りるものであり、社会通念上ビラの作成が可能であればよい。実勢価格を踏まえ、選挙管理委員会がおおよそ想定できるような形にしていきたい。</p> |
| 杉山委員    | <p>ビラ作成の実勢価格は調査され吟味したのか。</p>   |
| 総務課長    | <p>実勢価格は調査していない。しかし、4月の統一地方選挙に向けて4市が制定をされ、この制度を活用して選挙を行っており、その結果を確認したところ、いずれも1枚当たりの単価7円30銭以内で請求されたと聞いている。</p>                            |
| 杉山委員    | <p>立候補予定者と思われる方々が、すでに立派なリーフレットを作成され配布されているが、なぜ今この時期になって、この条例を上程されたのか。</p>  |
| 総務課長    | <p>3月に公職選挙法が改正され、ビラの配布ができるようになった。公費負担も条例を制定すればできる。公費の趣旨は、候補者間の選挙運動の機会均等を図る目的となるものである。</p>  |
| 近藤（ひ）委員 | <p>ビラは1種類しか作成できないのか。</p>   |
| 総務課長    | <p>2種類作成可能である。</p>   |
| 比嘉委員    | <p>議案第57号は、ビラ作成の上限を規定したものである。ビラを</p>   |

# 審 議 の 経 過

情報公開

No 4

| 発 言 者  | 内 容   |
|--------|---|
| 委員長    | <p>作成した結果が妥当かどうかの判断は、選挙管理委員会ではなく市民がすべきであると思う。したがって、議案第 57 号で上限を定めることには賛成である。また、ちなみにポスターの場合は、1 枚単価は条例で規定している。この修正案では、条例ではなく選挙管理委員会が単価を決めることができるということで、議会の権限を弱めることにつながり問題があると思う。</p> <p>他に質疑・意見を求めるもなく終結。修正案と原案について討論を求めるもなく終結。始めに、神谷委員提出の修正案について挙手により採決する。(賛成少数)</p> <p>賛成少数であり、神谷委員提出の修正案は否決である。</p> <p>次に、議案第 57 号原案について挙手により採決する。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>議案第 57 号「日進市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について」は、採決の結果、賛成多数であり、原案のとおり可決すべきものと決する。</p> |
| 委員長    | <p>議案第 58 号「日進市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とし、説明を求める。</p>  |
| 防災安全課長 | <p>議案に沿って説明。</p>  |
| 委員長    | <p>質疑・意見を求める。</p>   |
| 神谷委員   | <p>施行期日が平成 19 年 4 月 1 日で遡及適用となるが、適用日以降今日までに発生事案はあるか。</p>  |
| 防災安全課長 | <p>ない。</p>  |

# 審 議 の 経 過

情報公開

No 5

| 発 言 者  | 内 容   |
|--------|---|
| 委員長    | <p>他に質疑・意見を求めるもなく終結。討論を求めるもなく終結。</p> <p>議案第 58 号について挙手により採決する。(全員賛成)</p> <p>議案第 58 号「日進市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」は、採決の結果、全員賛成であり、原案のとおり可決すべきものと決する。</p> <p>-----</p> |
| 委員長    | <p>議案第 61 号「字の区域の設定及び変更について」を議題とし、説明を求める。</p>   |
| 市長公室次長 | <p>議案に沿って説明。</p>  |
| 委員長    | <p>質疑・意見を求める。</p>   |
| 渡邊委員   | <p>名古屋市天白区荒池二丁目の一部が日進市に編入されたと思うが、名古屋市との話し合いはどのようなになっているか。</p>   |
| 市長公室次長 | <p>既に境界については、繁盛川の中心を行政界にするように名古屋市と日進市との話し合いがされ、平成 7 年 3 月議会でお認めいただき平成 7 年 8 月に境界変更をしている。したがって荒池二丁目という区域が残っているが、それは日進市である。</p>   |
| 神谷委員   | <p>図面を見ても議案内容がほとんど確認できない。土地の表示に関する事なのでミスは許されないが、どのような事務処理体制なのか。</p>   |
| 市長公室次長 | <p>去年ぐらいから、法務局の台帳とつけ合わせをしており、今後は住所と地番の照合や法人であれば事業所リスト等の確認、新旧地番の住所対照表の作成などを行っていく予定である。</p>   |
| 神谷委員   | <p>事務処理体制については厳密にやっていただきたいと思う。赤</p>   |

# 審 議 の 経 過

情報公開

No 6

| 発 言 者   | 内 容   |
|---------|---|
| 近藤（ひ）委員 | 池南一丁目・二丁目は町名である。議案名は、字だけでなく町及び字とならなくては正確でないと思う。また図面も字名でなく町名設定区域図にならなくてはいけない。精度を高めていただきたい。   |
| 市長公室次長  | 該当地域の住民に事前に通知はしているか。<br>平成12年度にアンケートなどを行い、赤池南一丁目・二丁目にすることを決めさせていただき、その際に案内をさせていただいている。また、本年6月1日には平成20年5月ごろの実施を予定していること、対象地域、今回議会に上程させていただくことなどを文面で職員がポストインして配布させていただいた。 |
| 近藤（ひ）委員 | その結果、該当地域の住民から反対はあったのか。あれば、理由は何か。   |
| 市長公室次長  | ポストインする際にその場で、実施時期はいつか、住所変更の手続きなどはどうやるのかなどの質問は数件あったが、それ以降、政策推進課に対して、直接問い合わせ、苦情、質問などは今のところはない。   |
| 比嘉委員    | 区画整理事業の済んだ地域から地名変更をするのではなく、未整理地域を含めた全体の計画を作成してから地名変更すべきという意見があったと聞いている。例えば、残った一部の赤池町モチロや中島など近隣の地域は、今後、赤池南三丁目・四丁目などとなるような全体の計画はあるのか。                                     |
| 市長公室次長  | 赤池町モチロについては、北側に赤池町箕ノ手の区画整理事業も立ち上がろうとしており、また、県道名古屋岡崎線にかわる都   |

# 審 議 の 経 過

情報公開

No 7

| 発 言 者 | 内 容  |
|-------|--|
| 比嘉委員  | 市計画道路名古屋三好線として整備される計画もあり、将来的には周辺が赤池南三丁目などとなることはありえるが、今のところ具体的な予定はない。   |
| 委員長   | 取り残されることが不安であるという声があるので、注意していただきたい。  |
| 委員長   | 他に質疑・意見を求めるもなく終結。討論を求めるもなく終結。議案第 61 号について挙手により採決する。(全員賛成)  |
| 委員長   | 議案第 61 号「字の区域の設定及び変更について」は、採決の結果、全員賛成であり、原案のとおり可決すべきものと決する。  |
| 委員長   | <p style="text-align: center;">-----</p> <p><b>議案第 59 号「平成 19 年度日進市一般会計補正予算(第 1 号)について」</b>歳入全部と歳出所管部分についてを議題とし、説明を省略し、始めに歳入全部について質疑・意見を求める。</p> |
| 比嘉委員  | 日進アシスト株主配当金の算出根拠は何か。   |
| 財政課長  | 普通株式 1 株につき 1 万円の配当である。200 株保有しているので、200 万円となる。  |
| 神谷委員  | 財政調整基金は、どういう事項で取り崩しを行ったのか。   |
| 財政課長  | 予算の不足を生じた場合で、取り崩しをさせていただいた。  |
| 比嘉委員  | 繰入金からではなく繰越金からの処理をしなかったのはなぜか。  |
| 財政課長  | 繰越金はまだ確定していないので、財政調整基金から繰入させていただいた。  |
| 委員長   | 歳入全部について、他に質疑・意見を求めるもなく、次に歳出所管部分について質疑・意見を求める。   |

# 審 議 の 経 過

情報公開

No 8

| 発 言 者  | 内 容  |
|--------|--|
| 比嘉委員   | <p>1 款 議会費で、議員報酬より期末手当の方が補正減が大きいのはなぜか。</p>   |
| 議事課長   | <p>期末手当の補正減の内訳は、議員定数削減によるものと議員の改選による期末手当の減額によるものである。</p>   |
| 神谷委員   | <p>これまで日進市は自治基本条例を始め市民参加で条例策定をやっているが、その中で得られた教訓を、住民投票条例制定事業でどう生かしていくのか。また問題点はどうか。</p>  |
| 市長公室次長 | <p>自治基本条例は、策定する際に市民の方々に参加いただき、その意見を反映して策定することができた。住民投票条例についても、市民参加の手法は取り入れてやっていきたい。現段階では、公募による市民の検討会とその上部組織として学識経験者、団体の代表者などを入れた委員会をつくり、検討会で出たいろいろな意見をその上の委員会で再度確認や審議をしていただくことを考えている。以前は、検討会のみであったが、今回は上部組織を設けてそういう方々の意見も反映できるような形でできればと思っている。</p> |
| 神谷委員   | <p>偏った市民参加も若干問題視されると思われるので、参加者の底辺を広げることも必要であると思う。また、自治基本条例の根幹を成す条例であるので、そこで検討会に加わった委員の方への配慮も必要かと思われる。いずれにしても、多様な方々の参加によりよいものをつくるということで、検討会とその上部の委員会という二重構造は結構であると思う。それで自治基本条例のときに感じたが、条文化まで固めることが望ましいのか。市民の意向</p>                                  |

# 審 議 の 経 過

情報公開

No 9

| 発 言 者  | 内 容  |
|--------|--|
| 市長公室次長 | <p>を反映するのであれば、市民の方々から要素を引き出して袋詰して条文化するのは行政の仕事であると思う。それから、以前は直接市職員がコーディネートしていたが、今回は委託で行うのか。条例をつくるような立法技術を持ったコンサルタントは少ないと思うが、どのように考えているのか。</p> <p>委託で予定しているのは、検討会での全体の進行、他の自治体の条例の調査などである。先回の自治基本条例の際には、準備や全体の進行を市職員がすべて行っていた。委員の意見の集約・調整をしながら、市の立場としての意見も言わなければならない、非常に市職員の負担が大きく、特に平成 17 年度は時間外勤務も膨れ上がった。そういったことを考慮し、経験のあるところに総合的なコーディネートや調整をお願いしたいと思っている。</p> |
| 杉山委員   | <p>公共交通対策事業の公共交通現況調査委託料は、どこの調査をするためのものか。</p>   |
| 防災安全課長 | <p>昨年 10 月に道路運送法が改正され、適確に対応した住民サービスを提供する必要がある、特に地域の実情に応じた適材適所の公共交通を提供するという視点が盛り込まれた。それに基づいて、日進市では地域公共交通会議を開催する予定である。そこで議論していただく資料の作成のために、住民ニーズの把握のための調査や本市のバスの現状把握・サービスの実態把握等を専門業者に委託するために計上させていただいた。</p>  |
| 神谷委員   | <p>期日前投票事務委託料があるが、今回の市長選挙では本庁舎以外に駅などに臨時の期日前投票所を設けるという取り組みはな</p>  |

# 審 議 の 経 過

情報公開

No 10

| 発 言 者  | 内 容  |
|--------|--|
| 総務課長   | <p>いということであるが、いかがお考えか。</p> <p>参議院議員選挙の日程がまだ決定していないが、市長選挙と同じと思われる。そこで、期日前投票の選挙人名簿の電算化のために、システム変更料として計上させていただいた。今回の選挙では、他の期日前投票所は考えていない。</p>                         |
| 神谷委員   | <p>市長選挙のビラの公費負担に伴う予算措置はどうなっているのか。</p>  |
| 総務課長   | <p>日進市長選挙事務費の印刷製本費に、公営ビラの費用5名分と、公営ビラの場合は証紙を貼って配布しなければいけないので、その証紙代が含まれている。</p>  |
| 比嘉委員   | <p>公共交通現況調査委託料の委託先は決まっているのか。</p>   |
| 防災安全課長 | <p>現段階では決まっていない。</p>   |
| 比嘉委員   | <p>防災訓練会場設営委託料の補正増の理由は何か。</p>  |
| 防災安全課長 | <p>当初では、総合運動公園1ヶ所で訓練をするよう予算計上していたが、総合運動公園は離れた場所にあり、少しでも多くの市民の方々に参加いただき防災力を上げていきたいと考え、新たに3ヶ所の学校をサブ会場として訓練していただくことを考えている。そのため、会場が1ヶ所から4ヶ所になったために、増額させていただくものである。</p> |
| 委員長    | <p>休憩を宣す。 (10:21)</p> <p>-----</p>   |
| 委員長    | <p>再開を宣す。 (10:34)</p>  |
| 丹羽委員   | <p><u>債務負担行為補正のにぎわい交流館指定管理委託事業で限度</u></p>  |

# 審 議 の 経 過

情報公開

No 11

| 発 言 者 | 内 容  |
|-------|--|
| 財政課長  | <p>額が1億7,200万円となっているが、その算出根拠は何か。また、資料で4年分の債務負担行為額が1.1倍となっているが、目的はコストダウンであると考えられるので、削減するような倍率を掛けるべきであると思うが、どういうことか。</p> <p>資料に沿って説明。平成19年度は10月からの指定管理で半年分の予算を計上しており、これが積算の基礎になっている。平成20年度から23年度はそれぞれその倍の額になっており、その4年間分の額に1.1倍を掛けた1億7,200万円が債務負担行為額となる。1.1倍するのは、今までの指定管理と同様に50万円以上の修繕は市が行うが50万円未満の修繕は指定管理者が行うために修繕料を見込む必要があり、また消費税の増税も考えられるので、いろいろな経費を見込んで枠組みの中で1割増している。1割増で指定管理をするという意味ではなく、あくまでも不足が生じないようにするためである。</p> |
| 丹羽委員  | <p>資料のゆるやかネットワークの平成19年度収支予算書では、支出の総合計は約3,100万円になっている。債務負担行為の限度額が1億7,200万円であり、単純に年割すると1年で4,300万円となる。これは限度額であるとはいえ多すぎるのではないかと思う。限度額はこの資料の予算書に近いものであるべきではないのか。</p>  |
| 財政課長  | <p>資料の収入にあるにぎわい交流館施設管理事務協働委託は、今年4月から9月までの分で、ほぼ人件費である。そして、にぎわい交流館指定管理委託事業がある。平成19年度に関しては、上</p>  |

# 審 議 の 経 過

情報公開

No 12

| 発 言 者   | 内 容  |
|---------|--|
| 丹羽委員    | <p><u>期と下期のそれぞれ半年で委託内容が異なっている</u>ので、<u>支出の総合計約 3,100 万円は 1 年間分の指定管理料の算定とは異なっており、またこれはゆるやかネットワークの収支であり、市の委託のみとは限らない。</u></p> <p>平成 20 年度から 23 年度までの<u>4 年間の期間を設けるのはいか</u>がかと思う。<u>むしろ社会情勢は変わるので、1 年単位で見直しを</u>かけてもよいと思う。<u>4 年間とした理由は何か。</u></p>  |
| 経営管理室長  | <p><u>指定管理者制度については、民間事業者の能力を活用して継続的にサービスの向上を図っていくことや、指定管理者が優秀な人材を確保するためには、複数年の指定期間が適当である</u>と考えている。ちなみに総務省が行った平成 18 年 9 月 2 日現在の<u>全国調査では、1 番多い指定期間は 3 年で 47.3%、2 番目が 5 年で 28.9%、3 番目が 4 年で 9.2%</u>となっている。3 年から 5 年で全体の 85.4% を占めている。<u>本市においても指定管理者の導入方針の中で、貸し館業務が主な場合は 3 年、業務内容に専門性がある場合あるいは受託事業を行う場合には 5 年</u>としている。今回は、<u>指定管理は 4 年半、債務負担行為では 4 年</u>とさせていただいた。</p> |
| 近藤（ひ）委員 | <p><u>指定管理者制度の大きな柱として、コスト削減がある。</u>修繕費などを見込んでおくことは仕方ないが、<u>市民に納得していただくには 1.1 倍ではなく、0.9 倍や 0.8 倍とした枠を目標としてやっていった方が目的に合致する</u>と思う。今までと同じであるからでは、市民に納得していただけないと思う。今後の<u>市の方針として、0.9 倍など検討したことはないか。</u></p>  |

# 審 議 の 経 過

情報公開

No 13

| 発 言 者   | 内 容   |
|---------|---|
| 経営管理室長  | <p>指定管理料については、事業者の提案書に基づき金額の算定をしている。ただし4年間の分を一括して協定を結ぶのではなく、単年度ごとにその年度の金額を予算で認めていただいた範囲内で協定を結んでいくので、コスト削減が図られた結果、相手方と協議の上で金額の変更の可能性はある。</p>   |
| 近藤（ひ）委員 | <p>事業費が含まれているということであるが、さすがに4年先の事業はまだ決まっていないと思われる。今この時点で、年間4,300万円で4年分認めるということが、本当に市民の納得が得られることなのか。例えば4年を2年で区切るような検討はなされなかったのか。</p>  |
| 市長公室長   | <p>債務負担行為は平成20年度から23年度までこれぐらいかかるという枠である。指定管理者については、3年間から5年間の協定を結ぶということで、予算についても債務負担行為で安全率を見込んだものになる。当初予算書において、毎年3月議会に指定管理料としてもう少し精査した金額を予算計上させていただくので、単年度ごとに審議をお願いすることになる。債務負担行為は、将来の金額を確定したものではないことをご理解いただきたい。</p> |
| 渡邊委員    | <p>平成20年度からの債務負担行為であり、今の市長は引退されるので、市長選挙が終わってから上程してもよいのではないかなぜ今この時期なのか。</p>  |
| 経営管理室長  | <p>今年の10月1日から指定管理ということで計画している。今回、仮に指定管理をお認めいただければ、その後相当の期間をもって</p>  |

# 審 議 の 経 過

情報公開

No 14

| 発 言 者   | 内 容   |
|---------|---|
| 渡邊委員    | <p><u>細部の調整を行い、協定を結ぶため</u>である。</p> <p><u>ものには順序がある。そのようなことになった場合には、債務負担行為が必要である</u>と思う。それから、<u>ゆるやかネットワークの総会の資料</u>では、<u>委託が確定してから収入に予算計上するべきである</u>と思うが、どのようにお考えか。</p> |
| 市長公室長   | <p><u>ゆるやかネットワークの総会の資料</u>については、<u>会員の方々が</u>お考えになることであると理解しているので、<u>市からはコメント</u>できる立場にない。</p>  |
| 渡邊委員    | <p><u>ゆるやかネットワークの事業は、100%市の委託事業</u>になっているが、<u>いかがか</u>。</p>   |
| 市長公室長   | <p>すべて市の事業になっているのかどうか<u>分からない</u>。</p>  |
| 委員長     | <p><u>ゆるやかネットワークの総会の資料は、当局ではなく委員からの資料である</u>ので、よろしく願う。</p>  |
| 杉山委員    | <p><u>指定管理委託のメリットとしてコスト削減があるが、今年度はどのくらいコスト削減されるのか。そして、平成 23 年度までにどのくらいのコスト削減を見込んでいるのか。</u></p>  |
| 経営管理室長  | <p>3 月議会の委員会での資料では、<u>半年間で 360 万円のコスト削減</u>となっており、<u>その 9 倍がトータルのコスト削減になる</u>と思われる。</p>   |
| 近藤（ひ）委員 | <p><u>コスト削減に関しては、市から行っている市職員を戻して、人件費の若干少ない方に入っていただく</u>ということがすべてになると思うが、<u>それでよいか</u>。</p>  |
| 市長公室長   | <p><u>担当部局がないため、詳細は答弁できない</u>。</p>  |

# 審 議 の 経 過

情報公開

No 15

| 発 言 者  | 内 容  |
|--------|--|
| 委員長    | <p><u>質問が総務常任委員会の所管外である</u>ので、所管する事項の質問をするようにしていただきたい。</p>   |
| 神谷委員   | <p><u>にぎわい交流館の期間については、専門性を考慮してのことか</u>。</p>  |
| 経営管理室長 | <p><u>そのとおり</u>である。</p>  |
| 神谷委員   | <p><u>指定管理者制度はコスト削減という鳴り物入りでできた制度であることは否めないが</u>、それはそれで結構なことである。直接的な物件費をみるだけでなく、その背後にあるサポーター的な機能があって受託業務ができる。<u>市もNPOとの協働の考え方も明らかにしつつある中で、必要なものはみたと受け止めていいのか</u>どうか。1.1倍という枠についても、相手方が努力して質のアップとともに経費の削減も図っていくという実績が評価されるような形に進んで行っていただければ結構である。それは、市がその実績をしっかりと見極め、必要があれば指導・監督してよりよい方向へ行ける担保も制度的にはある。そして、<u>にぎわい交流館は市民活動の場であり、当団体は唯一無比の団体で特性を抱えてやっております、金銭では計り知れない市民参加などの波及的なものや意識の高揚などの改革につながる</u>ので、それらを加味せずコストについてのみの見方でいいのかという反省点もでてくると思う。そして、<u>平成 19 年度は既に半年分の予算は確定しており、それで協定を結んでいくということ</u>でよいか。</p> |
| 市長公室長  | <p>当初予算で、<u>にぎわい交流館指定管理委託料 19,461 千円は、3 月議会に上程してお認めいただいている。</u></p>  |

# 審 議 の 経 過

情報公開

| 発 言 者   | 内 容   |
|---------|---|
| 比嘉委員    | <p>総務常任委員会では、この<u>指定管理者制度の導入についての議論をする場ではない</u>と思う。<u>債務負担行為補正については、実績や今後の見通しで上限を定めたものであること、毎年の議会で審議できることを考えると妥当ではないか</u>と思う。</p>   |
| 近藤（ひ）委員 | <p><u>ゆるやかネットワークの総会の資料を配付させていただいて</u>いるが、<u>約 3,100 万円と 4,300 万円を比べると妥当性はどうか</u>ということになる。<u>あくまでも上限・枠ではあるが、すぐに多くの市民の方々には分かっていただけないのではないか</u>と思う。</p>                                |
| 委員長     | <p>他に質疑・意見を求めるもなく終結。討論を求める。</p>   |
| 近藤（ひ）委員 | <p><u>賛成の立場</u>で発言する。いろいろな事情を考えると多くの補正予算があり、<u>全体としては賛成</u>である。しかしながら、<u>債務負担行為補正のにぎわい交流館指定管理委託事業の平成 20 年度から 23 年度までの限度額には反対</u>である。</p>  |
| 渡邊委員    | <p><u>賛成の立場</u>で発言する。<u>市民活動に対しては非常に熱心に行っておられ、反対するものではないが、債務負担行為補正のにぎわい交流館指定管理委託事業については、4 年間の枠を決めてしまうことが将来新しくなられた市長の行政執行権の侵害になるのではないか</u>と思い<u>反対</u>する。しかし、<u>全体としては賛成</u>である。</p> |
| 丹羽委員    | <p><u>賛成の立場</u>で発言する。<u>債務負担行為補正のにぎわい交流館指定管理委託事業については、コストダウンを考えると期間と限度額は不自然である</u>と思い<u>反対</u>する。しかし、<u>全体としては賛成</u>である。</p>  |
| 神谷委員    | <p><u>賛成の立場</u>で発言する。とりわけ債務負担行為補正のにぎわい</p>  |

